

令和元年 12 月 18 日

各建設業団体の長様

広島県土木建築局長
〔〒730-8511 広島市中区基町 10-52〕
建設産業課

下請契約及び下請代金支払の適正化並びに施工管理の徹底等について（通知）

広島県の建設行政の推進については、日ごろから御協力をいただき、厚くお礼を申し上げます。

さて、このことについては、かねてから元請業者に対する指導をお願いしていますが、資金需要の増大が予想される冬期には、経営基盤の脆弱な中小企業が多数を占める下請建設企業に対する適正な代金支払等の確保について、その経営の安定・健全性を確保するため特段の配慮が必要です。

しかしながら、依然として元請下請間において赤伝処理等による一方的な代金の差し引き、指値発注による不適切な下請取引、追加・変更契約の締結拒否、下請負人の責に依らないやり直し工事の強制、正当な理由がない長期間にわたる支払保留等、下請負人へのしづ寄せが依然として存在すると指摘されています。

また、建設工事現場における品質管理や施工管理のより一層の徹底が求められています。

加えて、第 198 回通常国会において、著しく短い工期による請負契約の締結の禁止等を内容とする「建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律」が本年 6 月 12 日に公布され、一部規定を除き、令和 2 年 10 月より施行することとなっています。また、適正な額の請負代金及び工期による下請契約の締結等を規定する「公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律」が本年 6 月 14 日に公布され、同日から施行されました。加えて、「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針」の一部変更が本年 10 月 18 日に閣議決定され、同月 21 日付けで告示されたところです。

については、貴団体におかれましても、会員の建設業者に対してこの通知内容を周知し、指導してください。

担当 建設業グループ
電話 (082) 513-3822 (ダイヤルイン)